

SMI 都心ライン等推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、SMI 都心ライン等推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトの取組の1つである堺駅と堺東駅間におけるSMI 都心ラインの導入等に向け、学識経験者、国、道路管理者、交通管理者、事業者、市民、沿道関係者、堺市等が協議調整を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) SMI 都心ラインの導入に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、SMI 都心ラインの導入と一体で取り組むべき事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査委員 1名

(役員の選任)

第6条 会長は、委員の互選により選任する。

- 2 副会長及び監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期が満了した場合において次の役員の選任が行われていないときは、当該任期の満了後に開催される協議会において次の役員の選任が行われるまで任期を延長することができる。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監査委員は、協議会の会計事務を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に行われる会議は堺市長が招集する。
- 3 会議は、総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。
- 6 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより会議に代えることができる。
 - (1) 緊急を要するもの
 - (2) 会計その他協議会の運営に関するもの
 - (3) その他、会長が軽易であると判断したもの

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うために、必要に応じて協議会に分科会を設置することができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 3 分科会の組織、議事、運営その他必要な事項は分科会規程等で定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、堺市建築都市局交通部交通政策課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第14条 協議会の経費は、堺市の負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の予算編成、現金の出納、決算その他財務に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、又は総委員の過半数の議決により解散する。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(残余財産)

第17条 協議会が解散した場合の残余財産は、堺市に帰属する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年10月3日から施行する。

別表（第4条関係）

公募に応じた市民

堺区自治連合協議会会長

堺区自治連合協議会副会長

市校区自治連合協議会会長

熊野校区自治連合協議会会長

学識経験を有する者

公益社団法人堺観光コンベンション協会から選出された者

堺商工会議所から選出された者

堺まちづくり株式会社から選出された者

堺駅前商店会から選出された者

堺東商店街連合会から選出された者

堺山之口連合商店街振興組合から選出された者

経済産業省近畿経済産業局地域経済部から選出された者

国土交通省近畿運輸局交通政策部から選出された者

国土交通省近畿運輸局自動車技術安全部から選出された者

国土交通省近畿地方整備局建政部から選出された者

南海電気鉄道株式会社から選出された者

南海バス株式会社から選出された者

阪堺電気軌道株式会社から選出された者

Open Street 株式会社から選出された者

大阪府警察から選出された者

堺市建築都市局長

堺市建設局土木部長